

○長生村イメージキャラクター「太陽くん」着ぐるみ貸出要綱

平成 25 年 3 月 29 日

告示第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、長生村イメージキャラクター「太陽くん」の着ぐるみ(以下「着ぐるみ」という。)の貸出しに関し必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第 2 条 村長は、着ぐるみを業務の支障のない範囲で貸出すものとし、その貸出対象は次のとおりとする。

- (1) 村内に活動の本拠を置く各種団体及び企業
- (2) その他村長が適当と認めるもの

(貸出の承認申請)

第 3 条 着ぐるみを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ長生村イメージキャラクター「太陽くん」着ぐるみ貸出承認申請書(別記第 1 号様式)を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸出の承認等)

第 4 条 村長は、前条の申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、着ぐるみの貸出を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その貸出を承認しない。

- (1) 申請者が、長生村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

- (2) 申請者が、着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないとき、又は使用しないおそれがあるとき。
- (3) 申請者が、法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 申請者が、特定の政治、思想若しくは宗教の活動を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 申請者が、収益を目的として使用することが明らかなきとき。
- (6) その他村長が使用について不相当と認めたとき。

2 村長は、着ぐるみの貸出を承認するときは長生村イメージキャラクター「太陽くん」着ぐるみ貸出承認通知書(別記第2号様式)により、貸出を承認しないときは長生村イメージキャラクター「太陽くん」着ぐるみ貸出不承認通知書(別記第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 村長は、前項の規定による着ぐるみの貸出の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

(貸出料)

第5条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(貸出期間)

第6条 着ぐるみの貸出期間は、引渡しの日から返却までの日を含め原則として1週間以内とする。この場合において、引渡し及び返却の日時は土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始を除く午前9時から午後5時までとする。

(遵守事項)

第7条 着ぐるみの貸出の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの貸出の承認を受けた目的又は用途のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみの使用について、別記の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (5) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消し)

第8条 使用者が、前条各号に定める事項を遵守しなかつたとき、その他この要綱に違反したときは、村長は、貸出の承認を取り消すとともに、その使用者への貸出を行わない。この場合において、使用者に損害が生じたときは、村長はその責めを負わない。

(原状回復)

第9条 使用者の故意又は過失により、着ぐるみを破損し、及び汚損した場合には、使用者は修繕費用等の実費をもつて負担する。

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被つた被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、村長は一切その責めを負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しに関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別記（第7条関係）

長生村イメージキャラクター「太陽くん」着ぐるみを使用する際の注意事項

1 使用上の注意事項

- (1) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (2) 火気又は危険物の近辺で使用しないこと。
- (3) 着用の際は、素肌が直接ぬいぐるみに触れないように、長袖、半ズボン等を着用すること。
- (4) 会場の気温等を考慮し、水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- (5) 当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- (6) 飲酒した場合は危険なため、着用しないこと。
- (7) 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず誘導係を付けること。
- (8) 使用後は、消臭スプレー等を利用して、風通しのよいところで陰干しをし、十分に乾燥させてから返却すること。
- (9) 着ぐるみの改造はしないこと。
- (10) 着ぐるみの搬出入は、使用者の責任において行うこと。
- (11) 輸送及び保管の際には、型くずれしないよう取扱いに十分留意すること。

2 長生村イメージキャラクターとしての遵守事項

- (1) イメージを保つため、着ぐるみ使用時は声を出さないこと。
- (2) 関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。